

令和5年12月相模原市教育委員会臨時会

日 時 令和5年12月11日(月)午前9時30分から午前9時40分まで

場 所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第49号) 相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例について(教育局)

日程第 2 (議案第50号) 令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第8号)について(教育局)

出席した教育長及び委員(5名)

教 育 長 渡 邊 志寿代

教育長職務代理者 小 泉 和 義

委 員 平 岩 夏 木

委 員 岩 田 美 香

委 員 白 石 卓 之

欠席した委員(1名)

委 員 宇田川 久美子

説明のために出席した者

教 育 局 長 高 橋 良 明 学校給食・規模適正化 有 本 秀 美
担 当 部 長

学 校 教 育 部 長 農 上 勝 也 生涯学習部長 村 田 典 久

教 育 局 参 事 岩 崎 雅 人 教育総務室総括副主幹 的 場 秀 剛
兼教育総務室長 (総務企画班)

教 育 局 参 事 鈴 木 一 広 学校給食課総括副主幹 吉 成 弘 枝
兼学校給食課長 (給食経理班)

事務局職員出席者

教育総務室主任 栗 原 明 伸 教育総務室主事 田 中 瑠 菜

開 会

渡邊教育長 ただいまから、相模原市教育委員会12月臨時会を開会いたします。

本日の出席は5名で定足数に達しております。

なお、宇田川委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議録署名につきましては、小泉委員と私、渡邊を指名いたします。

それでは、日程に入ります。

はじめにお諮りいたします。本日の会議の日程1、議案第49号、「相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例について」、日程2、議案第50号、「令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第8号)について」は、会議規則の規定により公開しない会議として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ございませんので、本日の会議は公開しない会議といたします。

相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例について

令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第8号)について

渡邊教育長 それでは、日程に入ります。

日程1、議案第49号、「相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例について」、日程2、議案第50号、「令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第8号)について」は関連しますので、事務局より一括して説明を行い、審議した後に個別で採決を行います。

事務局より説明いたします。

○有本学校給食・規模適正化担当部長 はじめに、議案第49号、相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

下段、提案の理由をご覧ください。本議案は、エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、令和5年度における学校給食費の徴収の特例に係る規定の追加について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく、提案するものです。

中段、改正の内容について、ご説明します。

追加する附則でございますが、第4項は、令和6年1月1日から同年3月31日までの間に相模原市立小学校及び義務教育学校の前期課程において実施される学校給食に係る学校給食費については徴収しないとするものです。

第5項は、同項に規定する学校給食を受ける児童の属する世帯が、生活保護法第13条の規定による教育扶助で、学校給食費に関するものを受けている期間において、当該児童が受ける学校給食に係る学校給食費については適用しないとするものです。

この条例の施行期日については、令和6年1月1日を予定しております。

以上で、議案第49号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第50号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、令和5年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく、提案するものでございます。

議案第50号別紙「令和5年度相模原市一般会計補正予算(第8号)(教育委員会所掌分)」6ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに、教育費全体の補正について、ご説明申し上げます。

款50教育費につきましては、補正前の歳出予算額504億1,781万円から、4,451万円を増額し、計504億6,232万円とするものでございます。

次に、教育委員会の所掌に係る予算の補正の内容について、ご説明申し上げます。

款50教育費、項5教育総務費、目10事務局費及び項15中学校費、目10学校保健費のそれぞれの説明欄1、学校給食費管理事業及び中学校完全給食推進事業につきましては、食材費の高騰に伴い、小中学校等において、保護者の負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや質を保った学校給食を実施するための食材費高騰分の経費を追加で増額するものです。

款50教育費、項10小学校費、目10学校保健費の説明欄1、食物アレルギー児等代替昼食費支援事業につきましては、物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、令和6年1月分から3月分まで、小学校等給食費を無償化するに当たり、食物アレルギー等により小学校等給食を喫食せず昼食を持参している児童の保護者に対し、学校給食費の無償化相当分を給付する経費を計上するものです。

次に、関連する歳入につきまして、ご説明申し上げます。

2ページにお戻りいただきたいと存じます。

款55国庫支出金、項10国庫補助金、目5総務費国庫補助金につきましては、食材費

の高騰分の経費や、小学校等給食費の無償化に係る経費に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を見込むものです。

款 8 5 諸収入、項 2 5 雑入、目 1 5 雑入につきましては、小学校等給食費の無償化により、徴収しない3か月分の学校給食費負担金を減額するものです。

以上で、議案第 5 0 号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

渡邊教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 昼食持参の児童については、学校給食費の無償化相当分を給付するとのことでしたが、対象者はどれくらいいるのでしょうか。また、今後の手続はどのようになるのでしょうか。

○鈴木学校給食課長 対象者は、5 0 0 名程度を想定しております。内訳としては、全く食べていない児童が 1 0 0 名程度、一部食べている児童が 4 0 0 名程度となります。

手続につきましては、申請主義となりますので、保護者の方に申請をしていただき、給付という流れとなります。

渡邊教育長 他に質疑、ご意見等ございませんか。

ありませんので、これより採決を行います。

議案第 4 9 号、「相模原市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第 4 9 号は可決されました。

次に、議案第 5 0 号、「令和 5 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第 8 号)について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

渡邊教育長 ご異議ございませんので、議案第 5 0 号は可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会

午前9時40分 閉会